

2023年10月1日から

適格請求書等保存方式(インボイス制度)がはじまります

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

インボイス制度開始後、2023年10月1日以降にお客様がリース料等の支払消費税を仕入税額控除するためには、リース会社が発行する「適格請求書(インボイス)」の入手が必要になります。お客様におかれましては、当社から受領されるインボイスを、法令に基づき保管をお願いいたします。

インボイス発行事業者登録番号

【八十二リース(株)】 T1100001002835 【八十二オートリース(株)】 T8100001004973

＜当社からご提供するインボイスについて＞

お客様とのご契約種類により下表の書類をインボイスとします。こちらが基本的な対応になりますが、取引の内容によって柔軟に対応します。

ご契約種類	ご提供するインボイス
ファイナンスリース・割賦販売 ※1 会計処理が「売買」の場合、契約総額の消費税を一括で仕入税額控除可能。「賃貸借」の場合、分割控除。	ご請求一覧表 ※2
オペレーティングリース	ご請求一覧表 月々のリース料に対する消費税に端数が発生する場合、別途ご請求書等をご対応します。
再リース取引（一般リース）	再リース契約手続完了通知書
再リース取引（オートリース）	ご請求一覧表

※1 インボイス制度前（2023年9月以前）にリースを開始しているファイナンスリース取引及び割賦販売はインボイスの入手・保管が不要です。

※2 「ご請求一覧表」とは、リース（割賦）開始後にお送りしているお支払い予定表です。

ご不明点は八十二リース担当者までお問い合わせください。

八十二リース(株) 本社営業部・首都圏営業グループ TEL：026-226-8282
上田支店 TEL：0268-25-1704 飯田支店 TEL：0265-53-1282
佐久支店 TEL：0267-67-5182 中野営業所 TEL：0269-24-1082
松本支店 TEL：0263-35-8823 上越営業所 TEL：025-524-9882
諏訪支店 TEL：0266-58-4609 オートリース長野 TEL：026-223-6582
伊那支店 TEL：0265-72-8282 オートリース松本 TEL：0263-37-5582